

5	貯蔵施設等
5-2	貯蔵施設等変更許可申請
根拠法令	法第37条の2第1項、規則第56条
適用	最大貯蔵予定量3,000 kg以上の貯蔵施設又は特定供給設備(容器:3,000kg以上、貯槽:1,000kg以上)の貯蔵設備等の位置、構造、設備、装置を変更しようとする場合
手順	①手数料確認 ⇒ ②收受 ⇒ ③審査 ⇒ ④決裁 ⇒ ⑤許可証交付 ⇒ ⑥通報 ⇒ ⑦補助簿・台帳記入 (標準処理期間27日)
書類提出部数	1部
手数料	66 貯蔵施設等変更許可申請手数料:17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
必要書類	
1 貯蔵施設等変更許可申請書 (規則様式第29)	
2 貯蔵施設等の位置図、構造図、付近見取図 ・貯蔵施設明細書(様式5-2) ・特定供給設備明細書(様式5-3~5-6)	●「5-1 貯蔵施設等設置許可申請 必要書類 」と同じ。 ●当初の設置と変更までに相当の期間の経過が想定されるため、改めて当該図面を添付させること。
3 消防長又は消防署長の意見書	
許可証交付	
申請者に対し、許可証を交付する。(文例5-4、5-5)	
通報	
消防長へ通報する。(文例5-3)	●消防長(消防本部、消防事務組合等)
補助簿・台帳記入	
・貯蔵施設の場合は、液化石油ガス販売事業者登録簿補助簿(様式2-2)に記入する。 ・特定供給設備の場合は特定供給設備台帳(様式5-1)に記入する。	
<p>●変更許可が必要な「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更」とは規則第14条の基準に不適合になる可能性のある場合をいい、警戒標の付け替えや同一材料での屋根のふきかえは含まない。</p> <p>●変更許可が必要な「特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更」とは、規則第53条及び規則54条の基準に不適合になる可能性のある場合をいい、同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まない。</p> <p>●軽微な変更(消火設備の変更、換気孔の増設、廃止)は除く。</p> <p>●平成9年3月31日以前に設置された貯蔵施設を変更(軽微な変更を除く)する場合は、規則第1条第2項第6号ニに追加された老人ホーム等の福祉施設が第一種保安物件となるので留意すること。ただし、軽微な変更の場合は、従前のおりである。</p>	